

# リハビリテーションに係る「選定療養費」 についてのご説明

「選定療養」とは、患者さんが自ら希望して選択し、別途に費用負担をすることで受けることが出来る追加的な医療サービスのことです。

選定療養の対象医療行為は事実上の自費診療扱いとなりますが、それ以外は保険適応となり、選定療養費（自費）と医療保険との併用が認められています。

平成30年7月より、診察その他の医療サービスは保険適応で、医科点数表等に規定する回数を超えて行うリハビリテーションだけを自費診療とすることが可能となりました。

当院では、下記のとおりリハビリテーションに係る「選定療養費」の承認を受け、設定させていただいております。

ご希望される場合には、医師・療法士にご相談いただき、リハビリテーションに係る「選定療養費」をご利用いただく際は、「選定療養費に係る同意書」を提出していただくこととなります。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## リハビリテーションに係る「選定療養費」(料金表)

□脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	20分につき	900円
		（要介護・要支援認定のある場合 540円）
□廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）	20分につき	690円
		（要介護・要支援認定のある場合 410円）
□運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	20分につき	1,530円
		（要介護・要支援認定のある場合 920円）

令和5年5月15日